○総務省告示第三百九十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項及び第四十六条の七第一項並びに無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第六十五条第一項の規定に基づき、高周波利用設備の条件の特例を次のように定める。

なお、平成二十七年総務省告示第二百七号（通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値の特例を定める件）は廃止する。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

一　次に掲げる周波数帯内においては、通信設備以外の設備の交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度について、測定値が許容値を超えた場合であっても許容値以下であるとみなす。ただし、施行規則第四十六条の二第一項第八号(4)においては適用しない。

1　一三・五六MHz（±）六・七八kHz

2　二七・一二MHz（±）一六二・七二kHz

3　四〇・六八MHz（±）二〇・三四kHz

4　二、四五〇MHz（±）五〇MHz

5　五・八GHz（±）七五MHz

6　二四・一二五GHz（±）一二五MHz

二　通信設備以外の設備のうち手術用の設備であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用されるものの交流電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の条件は、前項各号に掲げる周波数帯内を除き、次のとおりとする。

1　その設備の待機状態において、交流電源端子における妨害波電圧が設備規則第六十五条第一項第二号(1)に掲げる条件に適合すること。

2　その設備の待機状態において、三〇MHz以上一GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が設備規則第六十五条第一項第二号(4)に掲げる条件に適合すること。

3　内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、その設備の待機状態において、一GHz以上における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が設備規則第六十五条第一項第二号(5)に掲げる条件に適合すること。

三　通信設備以外の設備のうち手術用の設備であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるものであり、試験場において試験を行うものの交流電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の条件は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、高周波エネルギーの利用形式にかかわらず次のとおりとする。

1　その設備の待機状態において、交流電源端子における妨害波電圧が設備規則第六十五条第一項第四号(1)に掲げる条件に適合すること。

2　その設備の待機状態において、三〇MHz以上一GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が設備規則第六十五条第一項第四号(4)に掲げる条件に適合すること。

3　内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、その設備の待機状態において、一GHz以上における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が設備規則第六十五条第一項第四号(5)に掲げる条件に適合すること。

四　通信設備以外の設備のうち間欠動作するX線診断装置であって、試験場において試験を行うものの交流電源端子における妨害波電圧の準尖頭値は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、測定した値から二〇デシベルを減じた値をもって測定値とすることができる。

五　通信設備以外の設備のうち非接触電力伝送装置の一〇kHz以上一五〇kHz以下の利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。次項において同じ。）の準尖頭値の許容値について、次の各号に掲げるものは、当該各号に定めるとおりとする。

1　住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用されるもの　その設備から三メートルの距離において七九・九デシベル

2　住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外で使用されるものであって、試験場において試験を行うもの　その設備から一〇メートルの距離において四八・五デシベル

3　住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外で使用されるものであって、設置場所において試験を行うもの　その設備が設置されている建築物の外壁から一〇〇メートルの距離（その設備が設置されている建築物の外壁とその設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離又は三〇メートルのいずれか長い距離）において（一）一一・五デシベル

六　通信設備以外の設備のうち非接触電力伝送装置であって、漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験を目的とし、四五〇kHz以下の周波数を利用するものの利用周波数による発射による磁界強度の準尖頭値の最大許容値は、前項の規定にかかわらず、その設備から一〇メートルの距離において六八・五デシベルとする。

七　通信設備以外の設備のうちマイクロ波を使用する紫外線照射装置であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用されるものの一GHz以上における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の条件は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、設備規則第六十五条第一項第一号(6)(一)に掲げる条件に適合すること。

八　通信設備以外の設備のうちマイクロ波を利用する紫外線照射装置であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるものであり、試験場において試験を行うものの一GHz以上の利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の条件は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、設備規則第六十五条第一項第三号(6)(一)に掲げる条件に適合すること。